

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により定めたくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和5管理年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間をいう。）における同項に規定する数量を次のとおり変更した。

### 一 くろまぐろ（小型魚）

#### 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

78.4トン

#### 2 知事管理区分に配分する数量

	知事管理区分	配分する数量
一	千葉県銚子・九十九里地区くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（4月から6月まで）	1.8トン
二	千葉県銚子・九十九里地区くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（7月から9月まで）	0.0トン
三	千葉県銚子・九十九里地区くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（10月から12月まで）	13.6トン
四	千葉県銚子・九十九里地区くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（1月から3月まで）	1.6トン
五	千葉県夷隅地区くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（4月から6月まで）	0.0トン
六	千葉県夷隅地区くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（7月から9月まで）	0.0トン
七	千葉県夷隅地区くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（10月から12月まで）	18.5トン
八	千葉県夷隅地区くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（1月から3月まで）	10.7トン
九	千葉県安房地区くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（4月から6月まで）	0.3トン
十	千葉県安房地区くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（7月から9月まで）	0.1トン
十一	千葉県安房地区くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（10月から12月まで）	8.1トン
十二	千葉県安房地区くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（1月から3月まで）	6.1トン

十三	千葉県くろまぐろ（小型魚）定置漁業	17.2トン
----	-------------------	--------

二 くろまぐろ（大型魚）

1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

44.3トン

2 知事管理区分に配分する数量

	知 事 管 理 区 分	配分する数 量
一	千葉県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等（4月から6月まで）	6.6トン
二	千葉県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等（7月から9月まで）	0.0トン
三	千葉県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等（10月から12月まで）	19.4トン
四	千葉県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等（1月から3月まで）	13.7トン
五	千葉県くろまぐろ（大型魚）定置漁業	3.6トン